

# 内閣府研究会における検討状況

令和4年1月

内閣府子どもの貧困対策担当

# 内閣府 貧困を抱える子供を支援するための データ連携に関する研究会について

## 概要

### 1.目的

市町村等にある教育や福祉等に係る個別の親・子供の情報を活用して、  
①支援が必要な貧困状態にある子供を広く把握するとともに、  
②把握した子供に対し、アウトリーチ型(プッシュ型)で地域にある学習支援や居場所などの支援につなげていく  
ためのデータ連携について調査研究を行うもの

### 2.期間

令和3年4月～4年3月

### 3.構成員(★:座長)

★山野 則子 大阪府立大学学長補佐人間社会システム科学研究科教授  
 末富 芳 日本大学文理学部教授  
 笹山 衣理 滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局子ども未来戦略室長  
 大林 義宜 滋賀県教育委員会幼小中教育課生徒指導・いじめ対策支援室長  
 西端 千恵 兵庫県神戸市こども家庭局こども未来課長  
 小菅 康生 兵庫県神戸市教育委員会学校教育部児童生徒課長  
 込山 浩良 千葉県柏市こども部こども福祉課長  
 藤崎 英明 千葉県柏市教育委員会学校教育部児童生徒課長  
 川本 重樹 大阪府能勢町教育委員会学校教育課参事  
 大字 弘一郎 全国連合小学校長会会長  
 宮澤 一則 全日本中学校長会会長  
 長塚 篤夫 私立順天学園(中学・高校)校長  
 若林 徹 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課課長補佐  
 石原 珠代 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課課長補佐  
 (オブザーバ)  
 佐藤 勇輔 内閣官房こども家庭庁設置法案等準備室内閣参事官  
 横田 洋和 デジタル庁統括官付参事官付参事官補佐  
 (戦略企画、準公共総括、教育及びこども担当)

## 開催実績

回次・開催日	議題
第1回 (4月26日)	検討事項・スケジュール案の提示 目的・フォーマットについて議論 その他について意見交換
第2回 (5月26日)	自治体等の先進的な取組についてプレゼン・質疑 ・箕面市「子ども成長見守りシステム」 ・山野則子(大阪府立大)教授「学校版スクリーニング」
第3回 (7月9日)	自治体等の先進的な取組についてプレゼン・質疑 ・オーストラリア“Child Intelligence Platform” ・阿部彩教授(都立大)より子供の貧困に関するデータについてプレゼンテーション
第4回 (7月15日)	全国自治体へのアンケート調査の調査票案について 議論・決定
第5回 (8月30日)	データ項目等について議論 ・対象となる「子供」の範囲 ・家庭の経済状況に関する項目
第6回 (9月27日)	データ項目等について議論 ・教育・生活状況に関する項目
第7回 (11月29日)	直近の動きについて これまでの議論の整理(自治体調査の結果を含む)
第8回 (12月16日)	これまでの議論の整理

# 主な論点

## ①データ項目

【収集方法】既存データの活用：全国調査結果（次ページ参照）

独自のデータ収集：民間調査（出版社等への委託）、県の学力・学習状況調査の活用（埼玉等）など

【性質】客観データ：所得データのように共通の尺度で把握しやすいデータがある一方、共通の尺度について課題のあるもの（欠席日数、成績など）もある）、

主観データ：主観的評価を数値化（気になる度合い）している例や、教職員がコメントを付加する例あり

【分野】学校データ：学齢簿、出席日数、就学援助、諸費滞納、健康診査、保健室来室記録、成績、非認知能力、服装、けが、家庭との連絡...等

福祉データ：生活保護、生活困窮者相談、児童扶養手当、医療助成（※自治体事業）、母子保健制度、障害者福祉制度、要対協登録、保育所所属...等

住民データ：氏名、年齢、世帯構成、所得、転入...等

※学校・福祉の両データを活用：箕面市、つくば市、広島県（府中町）等

学校データ中心：能勢町、神戸市、柏市、糸満市、橋本市、滋賀県（大津市、草津市、彦根市、愛荘町）等

## ②データの活用からアウトリーチ支援までの流れ

・判定法      ・アセスメントの実施主体      ・支援へのつなぎ方

## ③データを活用する組織体制

・首長部局に集約：つくば市、広島県（府中町）など

・教育委員会に集約：箕面市、神戸市、柏市、能勢町、糸満市、橋本市、滋賀県下の市町など

・外部団体に集約 - 「要保護児童対策地域協議会（要対協）」や「子ども・若者支援地域協議会（子若協）」  
- NPO等に集約：戸田市など

（※こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（R3.12）で検討位置付け）

## ④個人情報保護

・条例による措置      :    個人情報保護条例で目的外利用・外部提供に係る特例措置を講じるのが一般的

※新 個人情報保護法（令和5年5月までの施行を予定）との関係整理が必要

・対象者の絞り込み    :    困窮世帯等に絞り込み、これらの対象に限り目的外利用・外部提供を可能とすべく条例で定めている例 ⇒ 箕面市

・外部団体への情報提供：個人情報保護運営審議会の承認を得て、基本情報（氏名・学校名）、経済属性をNPOに提供 ⇒ 戸田市

## ⑤推進方策

・自治体への支援策（財政支援や人材（ノウハウ）支援の要望あり）

# 自治体のデータ保有状況についての全国アンケート調査結果

(令和3年8月～9月実施)

※1014自治体から回答(但し回答数は項目ごとに異なる)

区分	子供の貧困に関連する個人情報	保有率	(参考) うち電子媒体の保有率
家庭の経済状況	生活保護の利用状況	92.8%	83.7%
	児童扶養手当の利用状況	92.5%	82.0%
	就学援助の利用状況	87.8%	86.3%
	住民税等の課税状況	86.7%	98.7%
	水道料金の支払・滞納状況	68.6%	97.7%
	生活困窮者自立支援事業の利用状況	65.9%	73.7%
	アルバイトの実施状況	6.9%	73.8%
家庭生活の状況等	要保護児童対策地域協議会を通じたデータ	85.6%	71.2%
	転出入歴	81.2%	88.7%
	1歳半健診・3歳児健診等母子保健を通じたデータ	81.2%	86.3%
	家族構成	75.8%	69.0%
	外国人児童生徒	64.6%	79.5%
	児童養護施設への入所状況	59.6%	48.9%
	保護者の就労状況	57.4%	54.9%
	親子関係	55.4%	68.0%
	家庭教育支援(全戸訪問事業等)を通じたデータ	54.0%	70.5%
	家庭との連絡状況	51.6%	60.4%
	居住形態	43.7%	63.5%
	家庭での様子	42.3%	62.1%
	少年非行の有無	39.7%	66.1%
	ヤングケアラーの有無	23.4%	73.2%

区分	子供の貧困に関連する個人情報	保有率	(参考) うち電子媒体の保有率
学校生活の状況等	特別支援教育の状況	82.1%	72.1%
	欠席日数	80.0%	78.8%
	発達障害の有無	79.3%	68.2%
	給食費・教材費の支払状況・滞納	72.5%	82.5%
	友だちとの関係	72.5%	68.9%
	遅刻・早退の状況	70.0%	79.4%
	学習成績・理解度	68.1%	84.4%
	健康状態	67.8%	67.7%
	虫歯の本数	64.2%	63.6%
	けがの状況・頻度	61.9%	64.4%
	成長の遅れ	58.7%	67.4%
	部活動等の状況	58.5%	66.0%
	保健室への来室状況	57.2%	64.4%
	悩みごとの有無	53.0%	56.1%
	授業中の様子	46.0%	65.7%
	学校生活への意欲	45.5%	67.2%
	学習習慣	44.8%	65.7%
	宿題の実施状況	42.2%	55.4%
	服装・身だしなみ	33.4%	56.7%
	勉強時間・場所	32.7%	61.7%
	持ち物・忘れ物	32.6%	51.6%
	摂食状況・食事の頻度	31.9%	58.9%
	礼儀・規則の順守	31.7%	64.3%
	衛生習慣	31.4%	59.1%
言葉遣い	22.5%	61.7%	
高校中退	14.2%	71.7%	

※赤色は保有率が50%を超える項目

# 全国的な制度により地方自治体で把握できる情報（精査中）

- 法令等に基づき、全国の地方自治体の教育・福祉の現場において把握可能と考えられる子供や家庭に係る情報項目を整理中。
- 連携すべきデータ項目や課題について具体的に検討する際の参考に資する。

制度名	台帳名	実施根拠名	地方自治体における 情報保有主体	対象となる 子供・児童生徒	把握可能な個人に係る項目	
					当該制度等に係る情報	制度等の過程で収集する情報
学校給食	—	学校給食法	都道府県教育委員会 市町村教育委員会	小学校～中学校等	給食費の支払い状況	—
就学時健康診断	就学時健康診断票	学校保健安全法、 学校保健安全法施行令、 学校保健安全法施行規則	市町村教育委員会	小学校就学時（学校教育法第十七条第一項の規定により翌学年の初めから同項に規定する学校に就学させるべき者で、当該市町村の区域内に住所を有するもの）	栄養状態、脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無、視力及び聴力、眼の疾病及び異常の有無、耳鼻咽喉疾患及び皮膚疾患の有無、歯及び口腔の疾病及び異常の有無、その他の疾病及び異常の有無、等	—
児童生徒等健康診断	健康診断票	学校保健安全法、 学校保健安全法施行規則	各学校	幼稚園～大学、専修学校	身長及び体重、栄養状態、脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態、視力及び聴力、眼の疾病及び異常の有無、耳鼻咽喉疾患及び皮膚疾患の有無、歯及び口腔の疾病及び異常の有無、結核の有無、心臓の疾病及び異常の有無、尿、その他の疾病及び異常の有無、等	—
—	学齢簿	学校教育法 学校教育法施行令	市町村 教育委員会	小学校～中学校	学齢児童生徒に関する事項（氏名、現住所、生年月日、性別）、 保護者に関する事項（氏名、現住所、学齢児童生徒との関係）、就学する学校に関する事項（当該学校の名称、入学・転学・卒業の年月日等（区域外就学により当該市町村以外の学校に就学する場合、特別支援学校の小中学部に就学する場合を含む））、就学の督促等に関する事項、就学義務の猶予又は免除に関する事項、その他必要な事項	—
—	指導要録	学校教育法施行規則	各学校	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校	氏名、生年月日、現住所、保護者名、入学前の経歴、入学・編入学等、転入学、転学・退学等、卒業、進学先、学校名及び所在地、各教科等の学習の記録、行動の記録（基本的な生活習慣、健康・体力の向上、自主・自立、責任感、創意工夫）、 総合所見及び指導上参考となる諸事項、出欠の記録等	—
—	出席簿	学校教育法施行規則	各学校	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校	出欠状況	—
就学援助	—	学校教育法	市町村教育委員会	小学校～中学校 ※入学前支給の場合あり 要保護児童（生活保護法第6条第2項に規定） 準要保護児童（市町村基準）	就学援助の利用状況	世帯の所得情報の一部（自治体による）
...	...	...	...	...	...	...

# 個々の「データ項目」に係る留意点（研究会委員から出された意見の例）

## 家庭の経済状況

### ○生活保護の利用状況、就学援助の利用状況、給食費・教材費の支払状況

- ・この3項目で、支援対象となる子供をかなり見つけられる。
- ・一方、ひとり親であることや制度の利用を人に知られたくない家庭や、面倒なので申請しない家庭もあることは認識すべき。

### ○児童扶養手当の利用状況

- ・ひとり親家庭であるか否かの判断に有効な情報。
- ・母子家庭で母親が働いている場合、家庭での子供との時間が削られており、支援の必要性を測る上で有用。ヒアリングとの併用が有効。

### ○住民税等の課税状況

- ・収入が低いのに、生活保護等を申請していない世帯もあり、こうした世帯の特定のためにも、所得の把握は重要。
- ・一方、所得データを直接使用することは地方税法で原則禁止とされ困難。所得を用いた助成制度のデータ活用など代替手段の検討も考えられる。

## 学校生活の状況

### ○欠席日数

- ・病気による欠席やコロナ不安による欠席、別室登校や放課後登校の扱いなど、自治体で異なる可能性があり、留意が必要。統一も考えるべき。
- ・重要なのは、急に欠席、遅刻、早退が多くなったという変化を把握し、潜在的なリスクを捉えることだが、聞き方は難しい。

### ○学習成績・理解度

- ・学習成績は、センシティブな情報。個人の資質や能力に関わるので、学校外への共有については相当な抵抗感がある。データは、まずは、命にかかわることからスタートし、段階的に進めるべき。
- ・データを閲覧できる人は、SSWなど守秘義務のある専門家に限ると示すなど、運用面をセットで考えるべき。
- ・テストの点数そのものより、経年比較の中で、偏差値の下落などを把握すべきではないか。

### ○学習習慣、勉強時間・場所、宿題の実施状況、持ち物・忘れ物

- ・経済的な貧困と強い相関があるという研究がある。
- ・プライベートなもので、学校で把握できない。また、自主的な学習に委ね、宿題をやめるなどの動きもある。主観的な評価となる。

### ○健康状態、虫歯の本数

- ・病気の有無や虫歯の本数自体より、問題を発見した家庭が治療するのか否かという改善状況が重要。

### ○友達との関係(含:いじめ)

- ・いじめられた子供がいじめをしていることが多い。先生方の判断基準をわかりやすく示すべき。いじめアンケートのデジタル化と連携が理想。

## 家庭生活の状況等

### ○家族構成

- ・多子家庭の把握は重要。

### ○転出入歴

- ・虐待事例には転出入履歴があるケースが多く、重要な項目。

### ○1歳半健診・3歳児健診等母子保健を通じたデータ

- ・現状では、保健所で把握した情報(例えば、母親が常時不在、服装の汚れなど)が、就学後に学校に提供されていないといった課題がある。

# 「データ連携の在り方」に係る留意点（研究会委員から出された意見の例）

## ○データ連携の項目についての考え方

- ・自治体の現場での把握が容易か、子供の貧困との相関の強いかな、客観的な把握が可能か等の観点に照らし、各自治体において、統一的にデータ連携する項目（基本項目）と任意にデータ連携する項目（オプション項目）とに分けて整理することが考えられる。

## ○データ連携の主体・対象

- ・まず、同一基礎自治体内で把握できる義務教育段階の児童生徒のデータ連携の枠組みを構築し、その効果を見つつ、データ連携に係る壁は存在するが、未就学段階や高校進学後も連携の枠組みに含めることや、他の基礎自治体（転居の場合等）との連携について検討すべき。

## ○データ連携の形式

- ・自治体の規模など実情に応じたデータ連携の形式とすべき（システム化又はスプレッドシート(Excel)など）。また、支援策を検討すること。

## ○データの取得

- ・転居時のデータ連携や経年比較のため、客観的なデータの取得が望ましい。一方、現場職員の主観的評価についても、何らかの形で取得、活用できるようにすべき。
- ・データの把握や入力を行う現場職員の負担への配慮が必要。既存のデータ連携のシステムや業務システムとの連携により省力化を図るべき。

## ○データの管理

- ・各自治体で、データ活用が可能となるよう、保有データの電子化を進めることが必要。
- ・データの保存期間、削除依頼や開示請求への対応について検討が必要。

## ○データの共有

- ・個人情報保護法令上の整理（共有が可能な項目、共有範囲等）が必要。
- ・住民から見て許容されるかという観点も重要。情報の取扱いルールの設定、データ連携で住民が受けるメリット等の丁寧な発信が必要。

## ○データの活用

- ・支援の現場では、問題を抱える子供や家庭に寄り添った伴走型の支援が求められていることから、誰が閲覧・活用し、どのように支援につなぐのかを提示する必要。
- ・例えば、要保護児童対策地域協議会など、既存の法的枠組みの柔軟な活用も選択肢となるのではないかな。
- ・学校を運用主体の場合とする場合、教師ではなく、スクールソーシャルワーカー(SSW)に支援の中心的役割が期待される。

# データ活用の流れ

## 基本的なパターン

### ① 1次スクリーニング(主にデジタル)

- ・データから一定のアルゴリズムにより要支援対象者を自動的に抽出
- ※自治体の規模等に応じ、教職員等の会議で抽出する等地域の実情に応じた方法が考えられる。



### ② 絞り込み(主にアナログ)

- ・「現に支援対象となっている者」との比較等による「支援から漏れているこども」の把握
- ・付加情報(気づきなどアナログ情報含む)による絞り込み
- ・アセスメント会議等による「更なる絞り込み」



### ③ 個々の対象者に対する支援方針の検討



### ④ ケースに応じた支援への接続

# データ活用の具体例

## 箕面市(大阪府)の例

① 「子ども成長見守りシステム」(経済的支援、学校、非認知能力に係るデジタル情報)から、アルゴリズムでリスク判定

②③このうち支援に繋がっていない者について、教委「子ども成長見守りグループ」の職員が、学校や市内関係機関と情報交換しながら対応方針を検討

④ 「子ども成長見守りグループ」の職員が適切な支援等につなぐ

## 能勢町(大阪府)の例

※神戸市、柏市、糸満市、橋本市、滋賀県(大津市、草津市、彦根市、愛荘町)等が同様の手法で実施

① 複数人の教職員による「スクリーニング会議」により、アセスメントを行うべき児童生徒をリストアップ(1段階選抜)  
※神戸市等、AI判定を併用している自治体あり

②③教職員やSSW等専門職による「校内チーム会議」により、個別の児童生徒の事情を詳細に見るアセスメントを実施し、対応方針を検討

④ 必要に応じてSSW等専門職が適切な支援等につなぐ

## つくば市(茨城県)の例

① 「データベースみまもり」(経済的支援、学校、非認知能力に係るデジタル情報)から、アルゴリズムで1段階選抜

② このうち支援に繋がっていない者について、学校の担任や生活指導の先生が「個人票」にコメント追加(アナログ情報) これらを踏まえ、対象者リストを決定

③ こども未来支援員、家庭相談員、SSWからなる「支援担当者会議」でアウトリーチ支援方法を検討

④ こども未来支援員によるアウトリーチ支援の実施(訪問相談、学習支援・居場所への案内等)

## 広島県(府中町)の例

※今年度、府中町で試験的に実施。  
今後、府中市、海田町、三次市でも順次実施予定。

① 福祉データ(母子保健、生活保護、児童扶養手当、障害者手帳等)及び学校データ(出欠席、虐待チェックリスト、健康診断等)からAIにより児童虐待リスク予測  
※学校データは令和4年度分析予定。  
将来的には問題行動や長期欠席など学校の問題を予測するAIも開発予定。

② ①を参考に、子ども家庭総合支援拠点においてリスク予測を確認。予め登録しているリスク項目について連携情報を確認。  
関係者(子ども家庭総合支援拠点、ネウボラ、学校(SSW))が対象者を決定

③ 対象者について、学校や保育所等から安否、養育状況、登校状況等を確認・調査

④ ③を踏まえ、必要に応じて関係部署と連携し、継続的に予防的支援(定期面談、電話、訪問)

## 戸田市(埼玉県)の例

※市内2校の小1~3に限り試験的に実施

① 経済的支援(児童扶養手当、ひとり親医療費助成、就学援助、生活保護)のいずれかの受給者をリスト化

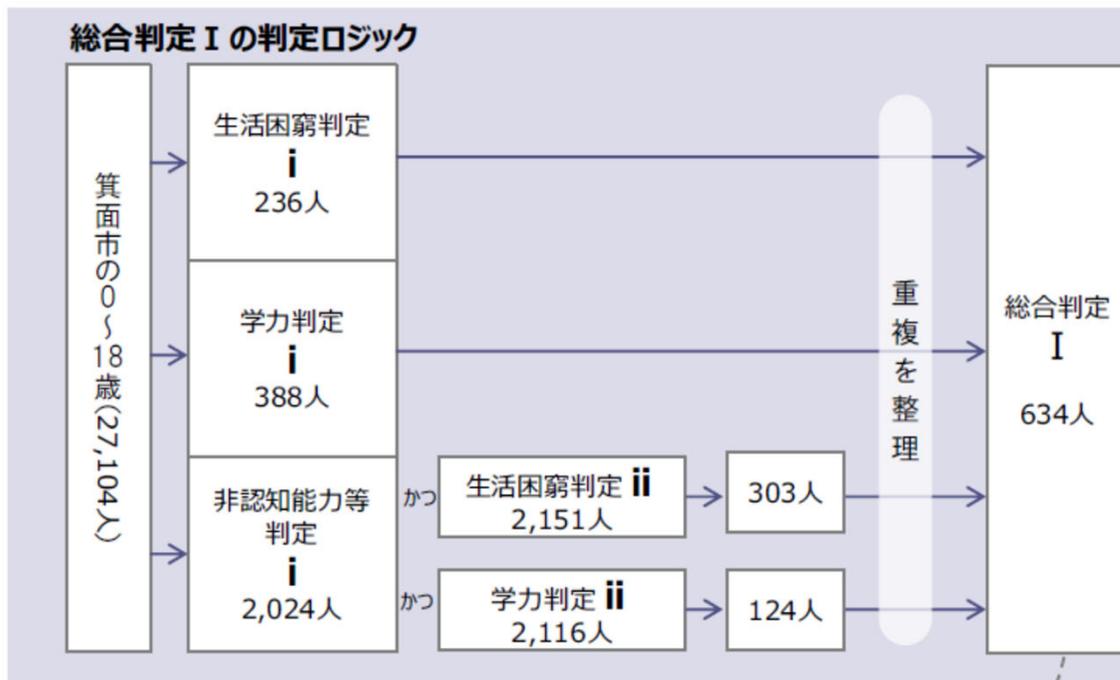
②③ リスト(氏名、学校、経済属性を記載)を民間団体(Learning For All)に提供し、関係機関と連携してアウトリーチの順番や方法を決定

④ アウトリーチの実施と支援拠点への接続

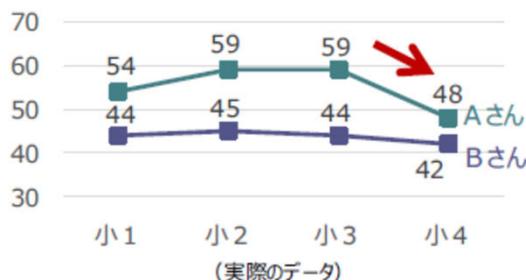
## 子ども成長見守りシステムによる判定

子ども成長見守りシステムでは、「生活困窮判定」「学力判定」「非認知能力等判定」の3つの要素で判定した上で、それら3つの要素を掛け合わせて、「子どもの状態の総合判定」を行います。判定は、定例で年2回行うとともに、必要に応じて随時、個別に判定を行う場合もあります。（例：重大な虐待事案を受けて全員のリスク度を見直す場合など）

判定項目		判定	
生活困窮判定	経済的困窮	生活保護世帯	i ~ iii
		ひとり親家庭	
		就学援助受給状況	
	養育カリスク	子ども医療非課税階層	
		要保護児童（虐待相談）	
要保護児童（保健指導相談）			
学力判定	学力偏差値（絶対値）	i ~ iii	
	学力偏差値（変化値）※		
非認知能力等判定	非認知能力	意欲	i ~ iii
		自制心	
		やり抜く力	
		社会性	
	健康・体力	自律性	
		健康状態	
	基礎的信頼	体力総合偏差値	
		家族とのつながり	
		先生とのつながり	
		友人とのつながり	
	不登校状況（欠席数）		
	高校中退状況		

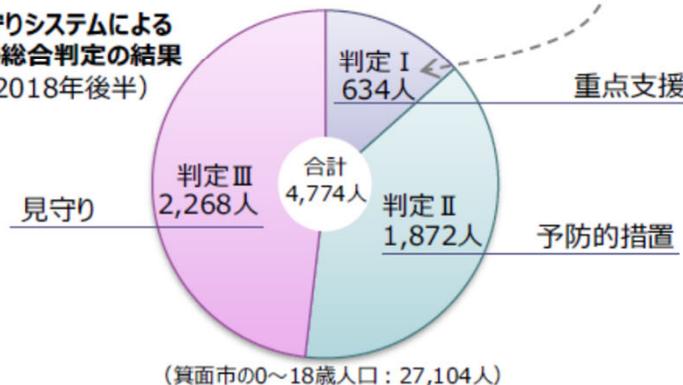


※ 学力偏差値（変化値）を見る意味



Aさんは、4年生の時点だけを見れば絶対値がそれほど低くないので問題がないとして見落とされる。3年生から急激に悪化した「変化」を見つけることが、課題の早期発見に重要。

子ども成長見守りシステムによる子どもの状態の総合判定の結果【0～18歳】（2018年後半）



## 個人カルテ

個人番号	世帯番号	氏名	ふりがな	性別	生年月日	住所
●●●●●●	●●●●●●	●●● ●●	●●●●●●	男	2004年10月10日	東京都千代田区●●● ●●●●●●
年度年齢	消除日	保育施設/幼稚園	小学校/中学校	高校/大学/就職	判定指標のみ	全体
10歳			公立●●●●小学校 公立●●●●中学校			

判定指標

履歴等

施策利用状況

年度年齢	就学前						小学校						中学校				高校等			
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	
年度	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	
前期後期	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後
総合判定											I	I	I	I	I	I	I			
ケース会議状況(クリックで直接判定)											...	...	...	...	...	...	...			
生活困窮(物的資源の欠如)																				

経済的困窮	生活保護		児童扶養手当(ひとり親)		就学援助		非課税階層	
	前	後	前	後	前	後	前	後

学力	理科		英語		全教科の平均偏差値		平均偏差値の変化値	
	前	後	前	後	前	後	前	後

健康・体力 (ヒューマンキャピタル の欠如)	朝食の有無		虫歯治療勧告後の状態		健康チェック		身長		体重		体力総合偏差値	
	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後

非認知能力等判定																				
総合判定											I	I	I	I	I	I	I	I		



# 子ども成長見守り室のbefore・after

子ども成長見守り室を置いたことにより、これまでなら出来なかったことが出来るようになった例や、現場での“小さな気づき”の情報が入ったり、これまで見過ごされていた支援が必要な子どもをシステムで客観的に見つけることができたケースの一例です。

## 乳幼児の情報を組織的に引継ぐ

(これまで)

子どもの発達の課題が保育所・幼稚園・早期療育などから学校に個別に引き継がれる



子ども成長見守りシステムで保有する乳幼児健診や母子保健事業の記録、成育歴の中での養育力リスクを学校に資料提供できるようになった。

## 支援の抜け・漏れを見つける

(これまで)

就学援助の受給資格があるにもかかわらず受給していない世帯があることは認識しつつ、なんらかの対応につなげなかった



子ども成長見守りシステムで、就学援助が受けられる経済状況にありながら受給していない世帯をチェック。

「公的手続きが苦手で申請できていなかった」世帯を見つけ出し、子ども成長見守り室で申請を支援した。

※当該世帯は、他の公的手続きにも支援が必要だった。

## 学校の“気づき”に客観的データで応える

ケース

中学校から子ども成長見守り室に、不登校傾向の1年生、父子家庭の子どもについて相談あり。父親が入院し、生活に困窮しているようで、生活相談につなぎたいとの主訴。



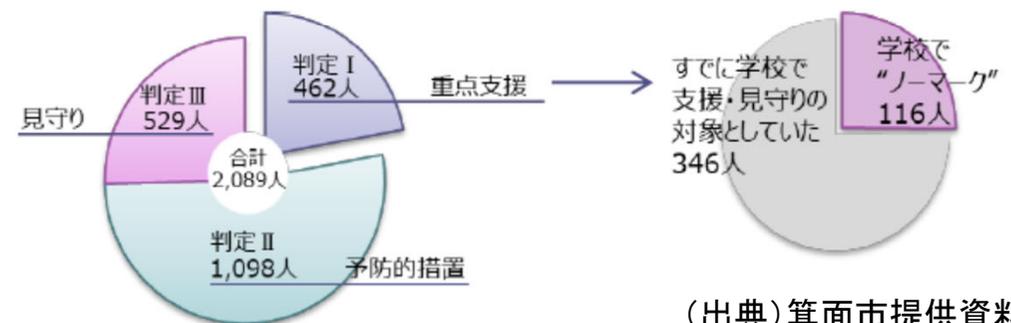
子ども成長見守りシステムで当該生徒を見たところ、過去3年間「重点支援」の状態であった。

小学校での支援の記録がなかったため、出身小学校に問い合わせたところ、特に見守り等の対象とは認識しておらず、登校状況は良好で、特に目立つこともなかったとのこと。

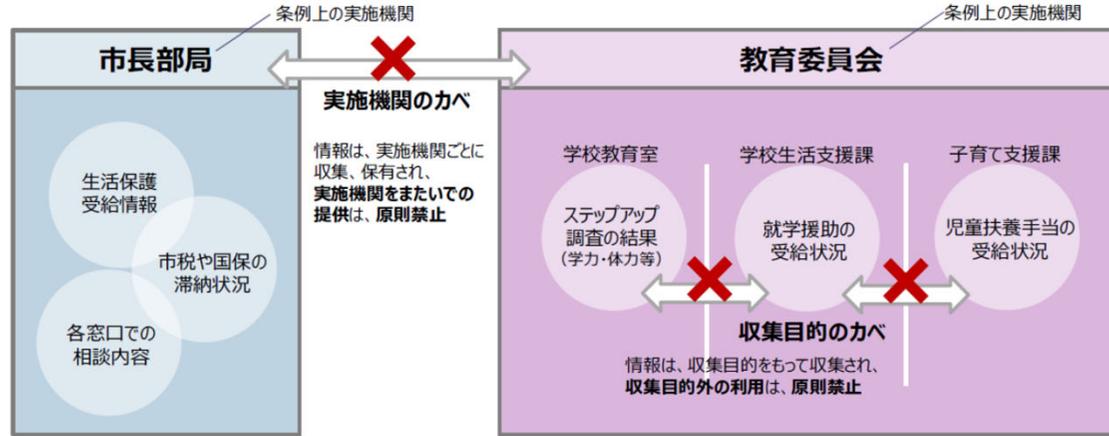
当該生徒の家庭については、生活困窮相談窓口につなぎ、生活保護受給に至った。中学校には、過去からの当該生徒のデータを提供し、学校での見守り・支援を指示した。

## 学校で“ノーマーク”の子どもを見つける

子ども成長見守りシステムでの、子どもの状態の総合判定によって「重点支援」の対象と判定された児童生徒のリストを学校に提供して支援状況を確認したところ、そのうちの25%の子どもが「見守りの対象ですらなかった」ことが判明した。



# 個人情報保護条例への対応



## 箕面市個人情報保護制度 運営審査会の意見

- ・「人の心身、生活の保護または支援の目的」は、「明らかに本人の利益」であることは間違いないと思われる。(= 条例改正せず解釈での運用も可能)
- ・でも、具体例があったほうが現場は運用しやすいため、条例改正による方が適切
- ・目的外利用・外部提供が認められる場合のうち、対象者及び「明らかに本人の利益になる場合」を明示して、運用しやすくするもの

### 改正前

第十条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を収集目的外の目的のために利用(以下「収集目的外利用」という。))し、又は当該実施機関以外のものに提供(以下「外部提供」という。))してはならない。

- 一 収集目的外利用又は外部提供をすることについて、本人の同意が有る場合
- 二 **本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になる場合**
- 三 法令等に収集目的外利用又は外部提供できる旨の定めがある場合
- 四 …… (以下略)

### 改正後

第十条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を収集目的外の目的のために利用(以下「収集目的外利用」という。))し、又は当該実施機関以外のものに提供(以下「外部提供」という。))してはならない。

- 一 収集目的外利用又は外部提供をすることについて、本人の同意が有る場合
- 二 **市の執行機関に置かれた附属機関の意見を聴いて実施機関が定める者について、その心身の保護又は生活の支援の目的のために必要があると認めた場合**
- 三 **前号に掲げるもののほか、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になる場合**
- 四 法令等に収集目的外利用又は外部提供できる旨の定めがある場合
- 五 …… (以下略)

審査会に諮問の上、規則で類型を定めている。

Ex. 生活困窮者、虐待を受けている高齢者・障害者、ひとり親家庭、いじめを受けていると思われる児童生徒 等 (全16類型)

スクリーニングから学校での対応・支援につなぐプロセス

スクリーニング会議

準備編

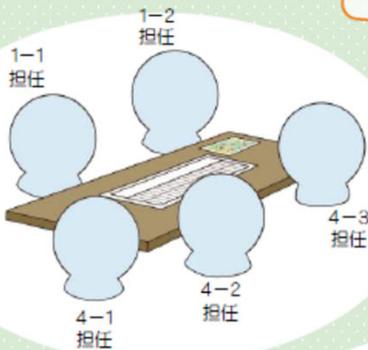
1. スクリーニング会議をいつ行うか決める。  
たとえば、年間学年会議等を活用する。
2. スクリーニング会議を行う日時と  
スクリーニングシート入力締切日  
(おおむね会議の1週間前)を  
全教職員に通知する。

3. 各自スクリーニングシートに入力を行う。

会議当日

4. 入力結果を学年全員で確認して、  
チーム会議にあげるか議論する。  
支援の方向性 (A B C) はどれか必ず決める。

☆SSWがスクリーニング会議に入る、  
陰からでもファシリテートすることで、  
流れがスムーズになる。



教員がすること、SSWがすることが  
明確になる

学期ごとに行うことで、  
変化を把握できる

A 教職員の関与

- ・学年団
- ・担任
- ・養護教諭  
等のアプローチ

B

地域資源の活用

- ・学習支援
- ・居場所
- ・子供食堂
- ・地域人材
- ・家庭教育支援  
等の活用

C 専門機関の活用

- ・児童相談所
- ・家庭児童相談室
- ・少年サポートセンター
- ・教育センター
- ・福祉制度  
等の活用

チーム会議

スクリーニング会議で「チーム会議にあげる」  
となった児童生徒について、  
多職種を交えたチームでアセスメントを行い、  
支援の方向性を具体的に決定する。  
随時、見直しも行う。

\*チーム会議の場をケース会議として  
アセスメントを行うことも可能。



